

# 令和7年度ボイラー運転管理及び施設設備管理等業務仕様書

岩手県立遠野病院(以下「甲」という。)におけるボイラー運転管理及び施設設備管理等業務委託は、この仕様書の定めるところにより誠実に履行するものとする。

## 1 業務委託する内容

### (1) ボイラー設備運転管理及び施設設備管理業務

- ① ボイラー設備の運転管理
- ② 設備機器の安全運転のための日常点検及び定期点検
- ③ 館内光熱水設備全般の管理
- ④ 設備運転に係る燃料、消耗品等の在庫管理及び補充
- ⑤ 障害発生、設備破損、火災発生時など非常時の対応
- ⑥ 設備や機器の法定点検及び交換
- ⑦ 館内照明器具の点検及び交換
- ⑧ 構内の適切な環境の整備及び保持(除雪含む)

### (2) 業務実施上の留意事項

- ① 関係法規・規則等を熟知し遵守すること。
- ② 労働安全衛生に関する規則等を遵守し、作業の安全を確保すること。
- ③ 機器等の点検整備を励行し、機能を十分に発揮できるようにすること。
- ④ 設備・機器の故障の予防に努め、耐久性の維持と保全を心がけること。
- ⑤ 館内温度、照明、静粛、省エネルギーに努めること。
- ⑥ 常に構内、執務場所等の良好な環境の整備・保持に努めること。

## 2 運転管理及び点検を行う設備・機器

### (1) 熱源機器設備

- ① ボイラー(重油タンク等関連設備を含む)
- ② 冷却塔
- ③ その他熱源関連設備全般

### (2) 電気設備

- ① 受変電設備
- ② 自家発電設備
- ③ 分電盤設備
- ④ 電灯、コンセント設備
- ⑤ その他電気関連設備全般

### (3) 空調・衛生設備

- ① 空調設備(室外機、吹出口、フィルター等を含む)
- ② 給排水設備(受水槽、高架水槽、ポンプ等を含む)
- ③ 衛生設備(水道、トイレ等を含む)
- ④ 給湯設備(電気温水器を含む)
- ⑤ その他空調・衛生関連設備全般

### (4) エレベーター設備

- ① 一般乗用エレベーター 2基
- ② 配・下膳、乗用兼用エレベーター1基

### (5) 防災設備

- ① 消火設備(スプリンクラー、散水栓等を含む)
- ② 防災設備(誘導灯、火災報知機、非常放送設備、防火扉等を含む)
- ③ その他防災関連設備全般

### (6) 特殊設備

- ① 医療ガス設備(酸素、窒素、圧縮空気、吸引装置)
- ② LPガス設備
- ③ その他医療ガス設備に関すること。

### 3 委託業務の具体的内容

ボイラー運転管理及び施設設備管理等業務の具体的内容は別記明細書に示すとおりとする。

### 4 業務従事者の要件等

#### (1) 責任者の指名

受託者(以下「乙」という。)は、従事者の中から責任者を指名し、委託業務を統括させなければならない。

#### (2) 資格・免許等

- ① ボイラー運転管理及び施設設備管理等業務に従事する者のうち、1名は1級又は2級ボイラー免許所持者、又1名は危険物乙種4類の免許所持者であること。
- ② 乙は、委託業務の着手前に上記①を証明する書類を甲に提出すること。

#### (3) 業務の指示

乙の業務は、甲の指示により行うものであり、甲の指示に従わなければならないものである。

#### (4) 業務従事者

- ① 乙は、委託業務が円滑・適切に行われるよう必要な数の従事者を配置すること。
- ② 従事者は、業務に適した被服及び履物を着用し、上着には会社名及び氏名を記載した名札を着用すること。なお、被服、履物は受託者の負担とすること。
- ③ 従事者は、満18歳以上の者で、本仕様書に定める業務を十分行い得る者とし、業務について、十分な知識と経験を有する者とする。
- ④ 従事者は全て身元確実な者とし、機敏に行動し、他人に不快感を与えることのない者とする。
- ⑤ 乙は、受託業務の着手前に従事者名簿を甲に提出すること。なお、従事者に異動があった場合も同様とする。
- ⑥ 従事者の健康管理のため、年2回の定期健康診断を乙の負担で行い、その結果を書面をもって甲に報告すること。なお、検査の結果、健康管理上の措置を必要とする者については甲の指示に従い所要の対処をすること。
- ⑦ 乙は、従事者に業務上必要とされる知識・技能・接遇等に関する教育・訓練・研修を受けさせ、その結果を甲に報告すること。

### 5 業務計画書の提出

乙は、委託業務を実施するに当たり、事前に運転管理、設備機器点検予定などを示す業務計画書を甲に提出し承認を受けるものとする。

### 6 業務完了報告書の提出

- (1) 乙は、毎日の業務が完了した都度、業務完了報告書を提出し、甲の確認を受けるものとする。又、各種設備の点検業務が完了したときも同様とする。
- (2) 甲は、前項の報告書を受けたときは、これを審査し、業務の実施状況がこの仕様書に適合しないと認めるときは、これを適合させるべき措置をとることを乙に指示することがある。
- (3) 乙は、前項の指示に従って措置したときはその結果を速やかに甲に報告するものとする。

### 7 留意すべき事項

病院という施設の特特殊性などから、次の事項にはとくに留意するものとする。

- (1) 患者、来院者などに不快感を与えることがないように、言動、対応、身だしなみ等に常に注意し、患者を思いやる気持ちを保持すること。
- (2) 業務上知り得た患者及び甲、甲の職員に関する事項は、決して他に漏らさないこと。
- (3) 甲の指示には速やかに対応すること。